

第1節 自然環境の保全

本市の自然環境の特徴は、海と山に囲まれ自然豊かな土地であることです。

平野部の北側は主に小櫃川を水源とする田園地帯となっており、市全域の4分の1を森林が占めています。また、海岸部には塩性湿地植物群落などを背後に持つ盤洲干潟（小櫃川河口干潟）があり、ここには飛来する水鳥や棲息する動物の種類も多く、貴重な自然の財産としてその保全を図ることが求められています。

1. 盤洲干潟の保全

（1）保全に係る経緯

千葉県が、昭和62年に「小櫃川河口域自然環境学術調査」を実施し、希少性及び学術性から小櫃川河口干潟を保全すべき地域として公表しました。

これを受けて、市は、平成元年に「千葉県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域の指定が受けられるよう検討をしていくこととし、その年から平成11年まで実施された干潟まつり」の後援を行いました。現在のクリーン作戦の前身です。その後も、自然保護団体等が実施する清掃活動や干潟の観察会等により干潟の保全活動が続けられており、市はそれらの活動を後援するとともに、多くの方に貴重な財産である干潟を知って頂くために遊歩道の整備に取り組んでいます。

また、県の自然保護課が窓口となり、「自然環境保全地域」の指定に向けて関係機関と協議を行った経緯もあり、本市もこれに協力しています。

（2）現況

盤洲干潟は、東京湾の原風景を今に止める最大の自然干潟と言われており、その南側を占める小櫃川河口干潟は、東京湾の自然を残す数少ない場所となっています。

（3）保全活動

貴重な自然である干潟には、流れ着いたごみも含めて多くのごみが捨てられています。そのため、自然保護団体がクリーン作戦を始め、定期的な環境の調査や観察会を実施し、保全活動と保全の啓発に努めています。また、クリーン作戦等については、市はその活動に補助を行っています。

市は、「木更津市盤洲干潟保全基金」を平成4年に設置して、干潟の保全とその活用を図るための活動の資金に利用しています。

令和5年3月末の基金残高は、17,718,746円となっています。

2. 自然保護・鳥獣の保護の推進

(1) 地蔵堂・藪化石帯自然環境保全地域

富来田地区の丘陵地帯には貝類などの化石を豊富に含む地層が厚く連続的に発達し特異な地質を形成していることから、県は昭和51年に同地区の23.14haを自然環境保全地域として指定し、保全に努めています。地蔵堂化石帯の状況を図4-1-1に示します。



図4-1-1 地蔵堂化石帯の状況

(2) 鳥獣保護区等

① 鳥獣保護区

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素であり、人間の豊かな生活環境を形成するために不可欠です。こうした野生鳥獣が持っている様々な特性が近年の自然保護思想の高まりと相まって鳥獣保護に対する関心を高めています。

本市では、矢那地区に県指定の鳥獣保護区が設定されています。

鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定に当たっては、野生鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとされており、その際には、地域の自然的、社会的特性を踏まえ農林水産業等の人の活動と鳥獣との共存が図られる配慮が必要とされています。

② 第一種特定鳥獣保護計画・第二種特定鳥獣管理計画

近年では、地域的に個体数の減少が見られる鳥獣がいる一方で、特定の鳥獣や外来生物の生息数増加や生息域拡大によって、生態系や農林水産業等への被害が深刻化しています。

そのため、平成11年に改正された「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」において、都道府県が鳥獣保護管理計画を任意に策定することが出来るようになりました。

それを受け、県では平成15年3月に「第1次特定鳥獣保護管理計画」を、県内で生息数が増加したニホンザルについて策定し、本市を含めた県南地域でニホンザルの管理を行ってきました。

その後、平成25年12月に、環境省と農林水産省が共同で、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、その中で、当面の目標としてニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減することを目指すことになりました。

このような状況を踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され、改正法の目的に『生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることとする「鳥獣の管理」』が新たに追加されたため、改正法の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となりました。

この法改正に伴い、都道府県が任意に策定する特定鳥獣管理計画の体系も見直されることとなりました。生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲を縮小している鳥獣の保護を目的とする計画を「第一種特定鳥獣保護計画」とし、生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲を拡大している鳥獣の管理を目的としている計画を「第二種特定鳥獣管理計画」とし、鳥獣の保護と管理をそれぞれ分ける計画の体系としました。

県では、農作物被害が深刻なニホンザル、イノシシ、ニホンジカに関して「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、被害防除対策・生息環境管理・捕獲等による総合的な対策を実施しています。

(3) その他

馬来田地区の「いっせんぼく湧水」、遊歩道である「うまくたの路」の整備など地域環境整備やほたるやタナゴの保護のための周辺の環境整備の取り組みを活かし、様々な自然環境の保全活動がボランティアやNPO等により継続されています。